

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第116号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表歴史資料館長の項を削り、同表元離宮二条城事務所長の項の次に次の1項を加える。

歴史資料館長	(1) 京都市歴史資料館条例第4条の規定による利用の制限に関する こと。
--------	---

別表身体障害者リハビリテーションセンター所長の項中「身体障害者リハビリテーションセンター所長」を「地域リハビリテーション推進センター所長」に改め、同項第1号中「京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「京都市地域リハビリテーション推進センター条例」に、「第5条第1項」を「第5条」に、「入院の承認」を「利用の制限」に改め、同項第2号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人部人事課)